

ひ が し い ず ち ょ う あ ん ぜ ん あ ん し ん
東伊豆町における安全・安心で
か い て き じ ゅ う か ん き ょ う か く ほ ち い き じ ゅ う た く け い か く
快適な住環境の確保(地域住宅計画)

ひ が し い ず ち ょ う
東伊豆町

令和6年12月

地域住宅計画

計画の名称	東伊豆町における安全・安心で快適な住環境の確保（地域住宅計画）		
都道府県名	静岡県	作成主体名	東伊豆町
計画期間	令和 7 年度	～	11 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況
東伊豆町は、静岡県伊豆半島東海岸の中央に位置し、天城の山並みを背に伊豆大島をはじめとした伊豆七島を望み、豊かな自然に恵まれたまちで、総面積は77.82km²、人口約1万1千人、世帯数約6千世帯。地形は主として丘陵をなし、海に面していくつかの平地が点在している。 令和2年国勢調査によると、持ち家3,866世帯、公営の借家76世帯、民営の借家943世帯、給与住宅361世帯となっている。 現在、町営住宅施策としては、雨漏り、排水管修繕など、随時老朽化対策を行っている。 近年は、管理不全空家等が増加し、防災、衛生、景観など、生活環境に影響を与えている。

2. 課題
○町営住宅については、建物が老朽化しており、またニーズも変化していることから、今後、町営の在り方の検討が必要である。 ○だれもが安心して暮らせる居住環境はまちづくりの根幹であるが、管理不全空家等が増加している。

3. 計画の目標

適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等に影響を及ぼしているため、地域の安全を確保し、暮らしやすい生活環境の整備を図る。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
管理不全空家等の削減割合	%	認定した管理不全空家等の除却及び活用等の割合	0%	6	80%	11
東伊豆町空家等対策計画の改定状況割合	%	空家の実態調査及び実態把握をし、空家等対策計画の改定状況割合	0%	6	100%	11

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- ・ 町内全域における空家等実態を調査し、除却等を含める管理指導及び活用等、事業を実施する。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業)	東伊豆町	調査一式、10戸	16
合計			16

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

- ・該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

- ・該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- ・該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。